

高浜発電所に係る
安全確保等に関する確認書

京		都	府
福	知	山	市
舞		鶴	市
綾		部	市
宮		津	市
南		丹	市
京	丹	波	町
伊		根	町

高浜発電所に係る安全確保等に関する確認書

京都府（以下「甲」という。）および京都府地域防災計画（原子力発電所防災対策計画編）において高浜発電所に係る緊急時防護措置を準備する区域の対象地域を含む市町（以下「乙」という。）は、関西電力株式会社の高浜発電所の事故災害等に備え、京都府内の安全を確保するため、必要な情報の提供および地域協議会の設置について、次のとおり確認書を締結する。

（情報提供）

- 第1条** 甲は、関西電力株式会社と締結した「高浜発電所に係る京都府域の安全確保等に関する協定書」（以下「協定書」という。）第5条に基づいて異常時の連絡を受けた場合は、その内容を直ちに乙に連絡する。
- 2 甲は、前項に定めるもののほか、協定書に基づき関西電力株式会社から説明、連絡または回答を受けた事項について、乙に情報を提供する。

（地域協議会）

- 第2条** 甲および乙は、原子力災害に係る防災対策について、情報交換と連携を図るため、「高浜発電所に係る地域協議会」（以下「地域協議会」という。）を設置する。
- 2 前条第1項の場合において、甲が必要と認める場合には、関西電力株式会社に対し、地域協議会において原因、内容等について説明するよう要請するものとする。
- 3 関西電力株式会社が行う安全確保対策について、甲が必要と認める場合には、関西電力株式会社に対し、地域協議会において説明するよう要請するものとする。
- 4 乙以外の京都府内の市町村から要請があった場合には、甲、乙協議の上、地域協議会の会議等への出席を認めるものとする。
- 5 地域協議会の事務は甲が掌る。

（その他）

- 第3条** 本確認書に定める事項について改定すべき事由が生じたときは、甲および乙が誠意をもって協議するものとする。
- 2 本確認書に定めがない事項または本確認書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、甲および乙が誠意をもって協議し、決定するものとする。

この確認の証として、本書8通を作成し、記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成27年2月27日

甲 京都府知事 山田 啓二

乙 福知山市長 松山 正治

舞鶴市長 多々見 良三

綾部市長 山崎 善也

宮津市長 井上 正嗣

南丹市長 佐々木 稔納

京丹波町長 寺尾 豊爾

伊根町長 吉本 秀樹